

Q 始業前に行う地域活動は労働時間か

A 労働者が労働に従事する場合、通常は使用者の指揮命令の下で労働するものですから、労働するために、使用者の指揮命令の下におかれている時間は現実に労働することがなくても労働時間です。

使用者の指揮命令の下にあるかどうかは、明示的なものである必要はなく、現実に作業に従事している時間のほかに、作業前に行う準備や作業後の後始末、掃除などが使用者の明示または黙示の指揮命令で、行われている場合も労働時間とされます。

したがって、就業規則上の制裁などの不利益な取り扱いを受けるかどうか、教育・研修の内容と業務との関連性が強く、それに参加しないことにより、本人の業務に具体的に支障が生じるかどうかなどの観点から、実質的にみて出席の強制があるかどうかによって労働時間かどうか判断されることになります。

地域貢献活動への参加を、例えば部署や人数を指定して行わせれば強制されていることが窺えます。

その場合には、地域貢献活動の時間は、使用者の指揮命令に基づいて労務を提供した時間ということができ、通常の労働時間として処理する必要があります。

なお、このような活動が、労働者個人のボランティア活動として、自発的に行われているものである場合や、企業が中心となって実施していても、参加が自由とされ、人事考課などに影響を及ぼすなどの不利益がない場合には、使用者の指揮命令に基づく労働とは考えられませんから、その活動に要する時間は労働時間とはみなされないことになります。

また、労働者が使用者の行う教育や研修に参加することが、労働時間に当たるのかどうかについては、行政解釈において、「労働者が使用者の実施する教育に参加することについて、就業規則上の制裁等の不利益扱いによる出席の強制がなく、自由参加のものであれば時間外労働にならない」とされています（昭26.1.20 基収第2875号、平11.3.31 基発第168号）。